

第 1 3 号 議 案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

1 8 区長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による被保険者の葬祭を行う者に対する葬祭付加金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第 2 の 1 区長の部特定個人情報の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同表 4 5 区長の部特定個人情報の欄中「後期高齢者医療給付の支給に関する情報」の次に「（以下「後期高齢者関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

4 7 区長	高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の葬祭を行う者に対する葬祭付加金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（ 提案理由 ）

個人番号を利用する事務を追加する必要があるので、この条例案を提出いたします。